

# 令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の生息状況調査を委託するに当たり、委託候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案競技に付する業務

### (1) 委託業務名

令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

### (3) 委託内容

別添「令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 委託料（経費見積限度額）

11,859,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※委託料は委託期間終了後に支払うものとする。

## 3 企画提案内容

### (1) 糞塊密度調査（ニホンジカ）及び痕跡調査（イノシシ）

調査時期、調査箇所数、調査体制及び設定理由

### (2) ボイストラップ調査（ニホンジカ）

調査時期、調査箇所数、鳴き声測定方法、分析方法及び設定理由

### (3) 出猟カレンダー（共通）

分析方法、位置図の内容及び設定理由

### (4) 越冬地調査（ニホンジカ）

調査時期、調査箇所数（白神山地周辺地域を含む）、調査方法、調査体制及び設定理由

### (5) 生息好適地予測（イノシシ）

予測方法、分析方法及び設定理由

### (6) 集落アンケート調査（共通）

調査方法、分析方法及び設定理由

### (7) その他提案事項（共通）

各種モニタリング調査データ等を使用し、本事業の目的を達成するための独自提案

### (8) 概算見積書内容

## 4 企画提案競技への参加要件

次の要件を満たす者とする。

### (1) 青森県の「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（R5.8.1～R5.9.30）」に登載されている事業者であること。

- (2) 青森県内に永らく生息していないとされてきたニホンジカ及びイノシシについては隣接県からの侵入と考えられることから、本業務の受注者は、青森県内やその周辺の地形に詳しく、かつ東北地方のそれらの生息状況に精通している東北地方に所在する事業者とする。
- (3) 本業務は糞塊密度調査、痕跡調査、ボイストラップ調査、出猟カレンダーデータから生息密度、侵入段階を把握することを目的としており、低密度下での調査実績およびそれによって得られるデータを解析が可能な事業者であること。

## 5 参加表明書及び確認書類の提出

令和5年8月31日（木）17時までに、参加表明書（別紙1）を「7 提出先」まで持参又は郵送により提出すること。

なお、参加要件を審査し、参加資格を有しないと認められる者については、本手続への参加を認めない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

## 6 企画提案書等の提出

令和5年9月7日（木）17時までに、企画提案書を「7 提出先」まで持参又は郵送により提出すること。

- (1) 企画提案書 1部  
(2) 概算見積書 1部 ※消費税及び地方消費税を含めること。

### [留意事項]

- ・ 企画提案書はA4版縦片面印刷で、クリップ留めとすること。
- ・ 企画提案書の表紙には、タイトル「令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務企画提案書」及び提案者名（会社名）を記載すること。ただし、表紙以外には会社名、会社のマークその他企画提案者が特定できるものを記載しないこと。
- ・ 企画提案書の内容は別紙2に基づき作成すること。
- ・ 企画提案は1案のみとすること。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、企画提案者の負担とする。
- ・ 企画提案に係る質問は、令和5年8月24日（木）17時までに文書（持参、郵送、FAX又はメール）で行うこと。ただし、軽微な質問については電話でも可とする。
- ・ 概算見積書（内訳書含む）は（縦横いずれも可）、2ページ以上になる場合はクリップ留めとすること。
- ・ 提出書類は返却しない。

## 7 提出先

〒030-8570

青森市長島1-1-1 青森県環境生活部自然保護課

(TEL. 017-734-9257 FAX. 017-734-8072 E-mail shizen@pref.aomori.lg.jp)

## 8 企画提案競技の審査方法及び委託候補者の選定

- (1) 青森県環境生活部自然保護課に審査会を置く。

- (2) 審査は、書類審査とする。
- (3) 審査会において、別に定める評価基準により企画提案書及び概算見積書を審査及び採点し、合計点の最も高い者を委託候補者として1者選定する。
- (4) 審査結果については、審査終了後に速やかに文書で通知する。
- (5) 採用となった企画提案内容については、当該内容に限定されるものではなく、必要に応じて県と委託候補者とで協議を行うものとする。